

# 明石高専産学連携交流会会則

(名称)

第1条 本会は、明石高専 産学連携交流会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、明石工業高等専門学校（以下、「明石高専」という。）及び会員相互の連携・交流を深めることで、産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与するとともに、明石高専の教育研究に協力することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

明石高専の地域社会・産業との連携に関すること。

明石高専の教育研究活動の充実に関すること。

明石高専の社会連携活動を通じた、企業間連携の充実に関すること。

その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同して入会した企業、団体、個人をもって組織する。

正会員：本会の趣旨に賛同する企業・団体・法人及び個人

特別会員：地方公共団体及び公益法人等

2 入会する時は入会申込書に会費を添えて事務局に届け出るものとし、退会する時は事務局に届け出るものとする。ただし、退会する時に会費は返却しない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事 若干名

監事 若干名

幹事 若干名

(役員を選出と任期)

第7条 前条第1号から第4号までの役員は、総会にて選出する。

2 前条第5号の役員は、会長が指名する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、重要事項を審議し、これを処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 幹事は、本会の庶務を担当する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、議長は会長をもって充てる。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催し、総会において行う事項は、次のとおりとする。

本会の事業推進についての重要事項の決定

役員を選出

会則の改正

その他必要事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じ会長が招集するものとする。

2 役員会において行う事項は、次のとおりとする。

本会の事業の企画運営

その他会計遂行上必要と認められる事項

3 役員会の開催が困難である場合は、書面によって協議することができる。

(会費)

第13条 会費は、本会の円滑な運営を図るため、会費を本会へ納付するものとする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成 24年 3月 22日から施行する。